

## 平成23年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成24年3月27日(火) 14時05分開会  
15時28分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

### ◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

### ◇ **説明のため出席した者の職氏名**

#### 【定第62号議案】

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
総務課主幹	鎌 下 真一		

#### 【定第62号議案以外の議案等】

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
管理部参事(美術館副館長)	吉 永 真一	総務課長	福 田 健勇
施設課長	岩 切 正己	市民スポーツ課長	内 山 薫
文化課長	児 玉 哲朗	図書館長	岩 切 尚子
学務課長	田 之 上 齊	学校教育課長	山 元 秀隆
保健体育課長	松 ヶ 野 彰	青少年課長	平 幸二
生涯学習課長	脇 黒 丸 陽一	少年自然の家所長	寺 蘭 裕之
中央学校給食センター所長	平 野 輝久		

### ◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正志	総務課主事	米 丸 貴子
-------	--------	-------	--------

## ◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案
  - 定第62号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
  - 定第63号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件
  - 定第64号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
  - 定第65号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件
  - 定第66号議案 鹿児島市立鹿児島玉龍中学校入学検定料の免除に関する規則制定の件
  - 定第67号議案 鹿児島市立高等学校の入学料の免除に関する規則一部改正の件
  - 定第68号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件
  - 定第69号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件
  - 定第70号議案 かがしま近代文学館条例施行規則一部改正の件
  - 定第71号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件
  - 定第72号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件
  - 定第73号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件
  - 定第74号議案 鹿児島市立図書館協議会規則一部改正の件
  - 定第75号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件
- 6 協議事項
  - (1) 教育委員と事務局との意見交換テーマについて
- 7 報告事項
  - (1) 平成23年度「基礎・基本」定着度調査結果の公表について
  - (2) 市立高等学校における進路の状況について
  - (3) 平成23年度鹿児島市社会教育委員の会議について
  - (4) 市議会関係の審査結果等について
  - (5) 教育委員会関係の主な行事について
- 8 その他
- 9 閉会

## ◇ 会議要旨

### 1 開会

委員長 ただいまから、平成23年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員が出席しており定足数に達しておりますので、会議は成立しています。

### 3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。本日の会議録署名委員として、津曲委員と桃木野委員を指名します。

委員 はい。

### 4 会議の公開等について

委員長 次に会議の非公開についてですが、定第62号議案につきましては人事・人選に係る案件でありますので非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、関係部課長のみの出席にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

### 5 議案

定第62号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

**原案可決**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第63号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件

**原案可決**

委員長 それでは、議案の審査に戻ります。定第63号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの2ページをご覧ください。定第63号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件についてご説明申し上げます。今回の改正は、学務課で発行する学齢簿が電子システムで管理されることに伴い、これまで入学通知書等に押印していた公印をシステムで電子公印としてプリンター出力することになるため、条文の整理を行うものでございます。3ページ、4ページは今回改正する規則の全文でございますが、5ページからの新旧対照表をご覧ください。第3条の次に、第3条の2、「電子印」の条文を加え、あわせて別表第1を整理します。なお、この規則は平成24年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 電子印を現に使っているところは多いのですか。

総務課長 就学援助や学齢簿等を既に電子システムで管理している自治体もございまして、今回導入したシステムも新たに開発したものではなく、他都市で使われている、パッケージ化されたシステムを本市用にカスタマイズしたものでございます。

管理部長 本市でも、住民票の写しや印鑑証明書の発行には電子印を使用しております。

委員 今はいちいち判子をつかずにシステム上で押印するのが主流になっていきますね。

委員 条文の中に、特に必要があると認めるときは、とありますが、全体的に電子印を使うのではなく、主流としては今までどおり判子をつくののですか。

総務課長 全体としては、公印は今までどおり使用いたしますが、学齢簿の事務が電算システムに変わりますので、この事務については電子印を使うことになります。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、定第63号議案については、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、原案どおり改正することにいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 定第64号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

**原案可決**

委員長 次に、定第64号議案について総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの8ページをご覧ください。定第64号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正の件についてご説明いたします。改正理由につきましては、係長職の配置の取扱いの変更に伴い、関係条文を整理するものであります。現在、係のない課に係長の職位にある職員を配置する場合は主査としてしか配置できませんが、指揮命令系統の明確化を図るため、平成24年度から課付係長として配置できるように関係規定の改正を行うものであります。資料の9ページは今回改正する規則の全文でございますが、10ページの新旧対照表をご覧ください。第7条第3項を同条第4項に繰り下げ、新たに第3項として、係を置かない課に係長を置くことができる条文を追加いたします。この規則は、平成24年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。

委員 係のない課に係長を置くことができるということは、課がない場合も課長を置くことができるようになるのでしょうか。

管理部長 市役所の場合は、課を1つの単位としてそれぞれの業務を進めておきまして、課の業務を遂行するために必要な係を置いております。例をあげますと、文化課には文化振興と文化財の保護・活用という2つの仕事がありますが、係はございません。ですから、仮に他の課の係長が文化課に異動してきたとしたら、係長ではなく主査という係長の下で職名になってしまいます。それはいかがなものかということもありまして、文化課付け係長という肩書きのままにいられるように、このような改正をしようとしているわけです。課長の場合はどうかと申しますと、私の知る限り、本市には課のない部はございませんので、そのようなことは起きないものと思われまます。

委員 仮に組織再編があるとして、課が少なくなって課長が大勢いたら、新たに課を作らなければならなくなるのかなと思ひまして。通常ですと、課長格とあって、課長の資格・能力はあるけれども課長ではない、ということが有りうるのですが、そのあたりの整理はどうしているのですか。

管理部長 本市では意思決定のラインとして市長、副市長、局長、部長、課長、係長となるわけですが、そのライン上にいる人間は必ず1人ずつでございます。ですから、例えば総務課に課長を複数置くことはいたしません。課長を補佐する役割として、主幹という職名を設けておりますが、主幹の場合は係長の仕事をしながら課長を補佐するという業務体系になっております。民間の場合ですと、営業課に課長が5人いるということもありえるのですが、市役所の場合はそういうことはございません。

委員 民間では新陳代謝を良くするために、37歳くらいで課長にして、45歳の人を課長と部長の間の役職に置いたりします。課がたくさんあったら困りますから課長は1人だけど、課長の資格・能力がある人をどう処遇するかということで、課長格と呼んだり、専任課長や専任部長とあって、部下もいないし、課長の命令で動くけれども身分は上、という場合もあります。組織をシンプルに保ちながら、能力のある人にいかに処遇するかというジレンマにどう対処するのか気になりました。

委員長 ほかに何かございませんか。  
(なしの声あり)

委員長 それでは、定第64号議案については、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、原案どおり改正することにいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

委員長 次に定第 6 5 号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの 1 1 ページをご覧ください。定第 6 5 号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件についてご説明申し上げます。本市では、本年度から市職員について新たな人事評価制度を導入し、課長以上の職員を対象者として実施したところでありましたが、平成 2 4 年度はさらに係長以上の職員を対象者を拡大する予定であります。資料の 1 2 ページは規程でございますが 1 3 ページの新旧対照表でご説明いたします。第 6 条は、人事評価の実施時期及び評価期間について表現の変更による条文の整理でございます。別表は、その他の職員を、主査又は一般職に改めるものです。最後に、この規程は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行いたします。なお、人事評価制度の被評価者については段階的に対象者を拡大しており、平成 2 4 年度からは主幹・係長、平成 2 5 年度からは主査以下の職員となります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。  
(なしの声あり)

委員長 それでは、定第 6 5 号議案については、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、原案どおり改正することにいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 6 6 号議案 鹿児島市立鹿児島玉龍中学校入学検定料の免除に関する規則制定の件 原案可決

定第 6 7 号議案 鹿児島市立高等学校の入学料の免除に関する規則一部改正の件 原案可決

委員長 次に定第 6 6 号議案と定 6 7 号議案は関連がありますので、一括して説明をお願いします。総務課長、お願いします。

総務課長 議案つづりの 1 4 ページをご覧ください。鹿児島玉龍中学校の入学検定料の免除に関する規則制定の件でございますが、1 5 ページから 1 8 ページまでが規則の全文でございます。1 5 ページをご覧ください。鹿児島玉龍中学校の入学検定料につきましては、これまで減免規定がございませんでした。教育委員会が認める場合に減免ができるように条例改正を行ったところでございます。1 5 ページにございますように、この条例改正を受けまして、第 2 条に入学志願者の保護者が火災、風水害等により被災して生計に重大な支障を生じたと認められるときに免除対象とし、第 3 条でその手続きを定めたものでございます。なお、この条例規則の改正・制定は、東日本大震災が契機になったところでご

ざいます。次に、19ページをお願いいたします。第67号議案 鹿児島市立高等学校の入学料の免除に関する規則一部改正の件でございます。20ページから24ページまでが改正する規則の全文でございます。鹿児島市立高等学校の入学検定料につきましても、鹿児島玉龍中学校と同様な条例改正を行っておりまして、今回の規則改正で火災や風水害等による被災者に対する免除の手続きを定めようとするものでございます。さらに、入学料の免除につきましても、これまで減免対象としていなかった被災者等を免除対象とするということの手続きも合わせて改正いたします。なお、25ページから31ページまでは規則に関する新旧対照表を掲載しております。施行日は、両規則とも平成24年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 今までは免除がなかったのですか。

総務課長 今までは、玉龍中学校につきましては授業料と入学料の免除制度はありましたが、入学検定料の免除はありませんでした。

委員 生計に重大な支障を生じたと認められるときは免除することができる。とありますが、申請を受けたときに適格要因があれば認めるということなのか、この制度を積極的に広報して利用促進を図るのか、どう考えていますか。

管理部長 例えば東日本大震災のような大規模な災害下においては、市立の高校や玉龍中学校だけでなく、県下全域で協調しての対応が必要になるかと思っております。一方、火災などの個別の事例につきましては、学校から情報をいただいた上で、個別に制度の説明をして、申請手続きを働きかけたいと考えております。

委員 玉龍中学校は今回、入学検定料の免除ですね。入学料については、これまで生活保護のような制度があったのですか。入学検定料については関連しないのですか。

総務課長 入学検定料につきましては、火災、風水害等の被災者に限定して免除することになります。

委員 入学検定料については全く同じ扱いで、特に減免措置などはないということですね。

総務課長 生活保護受給者に対する減免というものは設けておりません。

委員 その対応は、今後も変わらないのですか。

総務課長 現時点におきましては考えていないところです。

委員 対象となる生徒には、学校側から積極的に説明をするということですか。

総務課長 実際に入学検定を受ける中学生がいる中学校に制度をお知らせするとともに、高校としても受検予定の方に対象となる方がいないか、そのような問い合わせはないか、こちらから照会をして制度の周知に努めたいと考えております。

委員 火災の場合に、り災程度を証明する書類というのはどのようなものがあるの

ですか。また、火災で生計に重大な支障が生じるのであれば、交通事故等の場合も災害に準じて適用されるのですか。

総務課長 この規程の中では、交通事故は想定しておりません。また、火災の場合、本市ですとり災証明というものを消防局が発行いたしますので、それで生計への影響の程度を勘案しながらということになりますが、客観的にいくら、という指標があるわけではなく、個々の事情を見ながら減免を決定することになります。

委員 火災の場合には失火など何らかの過失がありえますが、火災以外の災害は天災ですので、なぜ火災が同列になっているのかが分からないのですが。

総務課長 他都市の事例と、これまでの本市における減免規程等を参考にしております。委員がおっしゃったように、客観的に瑕疵を検証して決定するということではございません。

委員 どこが減免するか否かの判断をするのですか。

総務課長 学校から申請が上がってきましたら、教育委員会の事務局の方で適否の判断をすることになります。

委員長 ほかにございませんか。  
(なしの声あり)

委員長 それでは、定第66号議案は原案どおり制定し、定第67号議案は原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、本2件は原案どおり制定及び改正することにいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 定第68号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件

**原案可決**

委員長 次に定第68号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの32ページをお開きください。定第68号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件についてご説明いたします。次の33ページをご覧ください。市立幼稚園の保育料の減免につきましては、これまで市民税の所得税割を基準に判断してまいりましたが、改正の理由にありますように、平成22年の税制改正に伴い、16歳未満の扶養親族に係る控除の廃止等がなされ、24年度以降の幼稚園の保育料減免に影響が生じることになりました。今回の規則改正では、これまで減免対象となっていた世帯と同程度の経済状況の世帯が、同様の減免が受けられなくなる状況も発生してまいりますので、必要な措置を講じようとするものでございます。33ページは規則の全文でございますが、34ページに規則の新旧対照表を掲載しております。なお、保育所の保育料の決定にあたりましても、同趣旨の措置がなされるとの

こととございます。施行日は平成24年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 34ページの、所得割課税の額は、当分の間、云々というのは、どういうことですか。

総務課長 現在の税制がいつ改正されるか分かりませんので、当面のところこの規則を適用する、ということとございます。平成24年度はこの条文を適用いたします。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、定第68号議案については、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、原案どおり改正することにいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第69号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第70号議案 かがしま近代文学館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第71号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第72号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第69号議案から定第72号議案までは関連がありますので、一括して説明をお願いします。管理部長、お願いします。

管理部長 議案つづりの35ページをご覧ください。定第69号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件を例にご説明いたします。36ページの下の改正理由をご覧ください。障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正等に伴いまして、規則に掲げております別表の表現の整理をするというものでございます。37ページの新旧対照表をご覧ください。障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正等によりまして、左側の現行に下線が引いてありますように、知的障害児施設や知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設等とありますが、右側のような表現に改正されました。これに伴いまして、必要な条文を別表1として改めるものです。今回の規則改正による対象施設の取扱い、あるいは対象者の取扱いの変更はなく、従来どおり減免を行えるということとございます。38ページから40ページまではかがしま近代文学館の、41ページから43ページまでがふるさと考古歴史館の、44ページから46ページまでが美術館の関係でございます。これらの規則はいずれも平成24年4月1日からの施行を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 内容は改正前と変わらないわけですね。

管理部長 はい。文言が変わるだけで、内容は全く変わっておりません。

委員長 何かご意見はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、定第69号議案から定第72号議案までは、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、本4議案は原案どおり改正することにいたします。



#### 定第73号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

**原案可決**

委員長 次に定第73号議案について、図書館長、説明をお願いします。

図書館長 議案つづりの47ページをお開きください。定第73号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件についてご説明いたします。48ページをご覧ください。改正理由でございますが、図書館資料の利用促進を図るため、個人への貸出冊数を1人5冊以内から1人10冊以内に改めるものでございます。49ページの参考資料でご説明いたします。2番の提案理由ですが、開館以来ずっと1人5冊以内としてきた貸出冊数ですけれども、近年、貸出利用が漸減しており利用促進を図る必要があること、また、利用者からの要望並びに他都市の状況等を考慮し、貸出冊数を1人10冊以内に改めるものでございます。3番は改正前と改正後の新旧対照表で、施行日は平成24年4月1日でございます。4番の経緯等につきましては、これまでの貸出冊数の推移でございます。5番のその他は他都市の状況ですけれども、中核市40市中、5冊に制限しているのは9市で、10冊が22市と多数を占め、その他15冊、20冊などの市もございました。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 10冊に改めることで、読書効果は上がるものですか。

図書館長 現在、5冊以内を2週間としており、貸出期間は変えないのですが、2週間で読める範囲しか借りていただけないということです。いろいろな研究等によりますと、2週間で読めるのは1人5冊を超えることはないとなっております。これまでも10冊の貸出期間を年4回ほど設けておりましたが、平均貸出冊数は通常は3.4冊位、10冊貸出の場合で4.8冊となっております。ですか

ら、貸出期間を延ばさない限り、貸出冊数はそれほど変わらないと思います。ただし、絵本や読みやすい本ですと、1人5冊では少ないのかなと思います。

委員 返却が遅れて督促するような、返却の遅れというのは最近の動向はどうなっていますか。もし返却の状況も芳しくないのであれば、返却ボックスの配置を増やすことなども必要なのかな、と思ひまして。貸出冊数を増やすこと自体に異論はありません。

図書館長 返却が遅れて督促する数は、今はデータを持っていないのですが、特に増えているというような印象はございません。ブックポストにつきましては、市内14か所ありますのでこれ以上増やすのは、今のところは考えていないところです。

委員 市内に14か所ですか。

図書館長 そうです。合併の際、旧5町にも設置しております。貸出冊数を増やすメリットの中には、5冊しか借りられないから、もう1冊はカウンターを通さずに無断で持ち出すということを防ぐというものもなくはないのかと考えております。

委員 絵本ですと、1人のお母さんが一度に借りて、大勢の子どもたちにも読んであげられることもできますので、たくさん借りられるほうが良いと思います。

委員長 ほかにございませんか。  
(なしの声あり)

委員長 それでは、定第73号議案については、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、原案どおり改正することにいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 定第74号議案 鹿児島市立図書館協議会規則一部改正の件

**原案可決**

委員長 次に定第74号議案について、図書館長、説明をお願いします。

図書館長 議案つづりの50ページをお開きください。定第74号議案 鹿児島市立図書館協議会規則一部改正の件についてご説明いたします。図書館協議会委員の任命の基準については、2月13日の臨時会でお諮りしましたが、鹿児島市立図書館条例に定めるように改正いたしました。これを受けまして、これまで規則で定めていた委員の任命の基準に関する条文を、今回削除しようとするものでございます。52ページは新旧対照表でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。  
(なしの声あり)

委員長 それでは、定第74号議案については、原案どおり改正することにご異議ご

ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、原案どおり改正することにいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第75号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件 原案可決

委員長 次に定第75号議案について、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案つづりの53ページをお開きください。定第75号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件についてご説明いたします。54ページをご覧ください。改正理由でございますが、鹿児島市公民館条例の一部改正に伴い、関係条文を整理するものでございます。改正内容は、公民館条例の一部改正で条ずれが生じたことから、規則の該当区分の整理と文言整理を行うものでございます。施行日は平成24年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、定第75号議案については、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、原案どおり改正することにいたします。

## 6 協議事項

### (1) 教育委員と事務局との意見交換テーマについて

委員長 それでは、協議事項(1)について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 本件は、前回、3月10日の臨時会で協議していただきました、「教育委員会活動の活性化」の項目の一つ、事務局との意見交換でのテーマの選定をお願いするものです。委員の皆様の高関心のある事項を中心にテーマを設定していただき、4月の定例会から、原則として毎回の教育委員会会議の後に、30分を目途に担当課と意見交換を行うこととなっております。従いまして、来年度1年間を見越して、ある程度の数のテーマを設定していただければと思います。この場で1年間分を出すということではなく、協議を進める中で、その都度関心の生じた事項をテーマとしていただいても結構ですが、今回できるだけお出しただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、皆様のご意見を自由にお聞かせください。

委員 事務局の方で何か候補は決めていますか。

事務局 委員の皆様、先日、点検評価の実施についての資料をお渡ししてあるかと思いますが、その中から選んでいただければと思います。

委員 マーカーが引いてあるところですか。

事務局 特にそこを、というわけではないのですけれども、マーカーを引いているのは、24年度の点検評価の対象項目ですので、マーカーを引いていないものは、23年度の評価で一度目を通していただいたものではありません。

委員 この場でディスカッションする機会を設けたいということですよ。

事務局 次回の定例会からお願いしたいと考えております。

委員 今までの話は表面的なものが多かったですからね、いろいろあると思いますよ。例えば、最近起こった3人のお子さんが巻き込まれた事件について、委員の方々や事務局の方々がどう考えるかとかですね。中学生が関わる案件もありましたね。その後どうなっているのか、解決策をどのように考えているのかなどを、我々5人だけではなく、ぜひ事務局の専門の皆さんの意見を聞きたいですよ。

委員 そういう具体的な事案を題材に討論した方が、抽象的なことを話すよりはいいですね。事案を把握している事務局の方々と話すことで、より具体的な意見を述べることもできると思います。

事務局 テーマにつきましては、委員の皆様からお出ししていただくほかに、事務局から提案させていただくものもございます。

委員 鹿児島市内でも、ショックを受けるようなことが多いですよ。事務の方々のいろんな忌憚のない意見を聞かせてほしいですね。

管理部長 この場でご意見をお出しいただければと考えておりましたが、なかなか難しいようですので、後日、事務局の方からいくつかテーマをお持ちしまして、皆様のご意見を伺ったうえで、4月からの意見交換を行わせていただきたいと思います。

委員 できるだけ具体的なテーマを出してください。

委員 事前に、このテーマについて話し合えようということをお願いしたほうがいいです。その場でぱっと示されてライブで意見を述べるとなると、私たちが無責任な発言をするわけにもいきませんし、事前に教えていただいて我々もきちんと考えてから臨むという形を取ればと思います。

管理部長 そのようにさせていただきます。できるだけ前もってお知らせするようにしたいと思います。

委員 段取りについてですが、いくつかテーマを出されて、私たちと一緒に絞って取り掛かるのか、あるいは、あらかじめ事務局が絞りこんだものについて話し合うのか、どちらですか。

管理部長 4月の定例会では、私どもの方からいくつかの事案をお見せして、その中から選んでいただいて、その場でいきなり意見交換するのが難しいようでしたらその次から始めるのもよろしいです。あまり堅苦しいものにはしたくありませんので、皆様のご意見を伺いながら、柔軟に対応してまいりたいと考えてお

ります。

委員 できるだけ、現場の生の声を出していただきたいと思います。昨年、クレーマー対応の講話をさせていただいた際の校長先生方からのアンケートで、例えば、学校の敷地内に先生が車を停めていたら子供が石を投げた、そこに石が置いてあるのが悪いと親御さんが言った、といった考えられないような事例がありました。そのような具体例を挙げていただければ、今、そういう状況なんだ、じゃあ教育委員会としてこうしようという話に持っていけると思うので、できるだけ生の声、生の事案を題材にいただければと思います。

委員長 それでは、ただいま皆さんにお出しいただいたご意見に沿う形で実施することよろしいですか。

(異議なしの声)

委員長 それでは、そのようにお願いいたします。

## 7 報告事項

### (1) 平成23年度「基礎・基本」定着度調査結果の公表について

委員長 それでは、報告事項(1)について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 報告事項関係資料①をご覧ください。平成23年度「基礎・基本」定着度調査結果の概要についてご報告いたします。調査の概要の(1)調査の趣旨でございますが、本調査は、県教育委員会が県内の児童生徒を対象に実施するものでございます。本市におきましても、学習指導要領において身に付けることが求められている基礎的・基本的な内容のうち、「読み・書き・算」等の基礎学力及び活用する力について、市全体の定着度の状況を調査し、個に応じたきめ細かな指導方法の改善・充実を目的として実施するものでございます。調査は、本年1月17日、18日に実施し、調査対象の学校種、学年、実施校数、実施児童生徒数については(4)の表にお示ししてございますのでご覧ください。次に2の各教科の調査結果概要につきましては、教科ごとに左から校種、学年、年度、市・県の平均通過率とその差を示しております。平均通過率とは、各教科の全設問の延べ回答者総数に対する延べ正答者総数の割合で、平均正答率と同じと考えていただいて良いかと思えます。また本調査では、概ね定着の目安を平均通過率70パーセントとしております。考察にありますように、小学5年の国語、算数、理科及び中学1年の国語、社会、中学1、2年の英語で平均通過率が70パーセントを超えており、基礎・基本が概ね定着しているものと考えております。また、小学5年の社会が0.5ポイント県平均通過率を下回ったものの、他は全て県の平均通過率を上回っております。なお、小学5年の社会につきましては、裏面の分析をご覧ください。平成22年度以外のここ数年は、県の平均通過率を下回っております。ただし、中学に入りますと県の平均通過率を上回っております。小学5年の社会の平均通過率が低い原因として、小学校では読み・書き・算など国語や算数に重点を置いている一方、社会科については研究授業も少ないなど、学力に関する危機感が弱く、基礎的・基本的事

項を徹底させる工夫が十分でないことが考えられます。今後も、全教科バランスよく学力を向上させることが大切であると考えております。各教科において系統性を踏まえ、基礎的な学力を定着させる指導方法の工夫・改善を図っていかねばならないと考えております。最後に、この結果概要につきましては、全ての市立小中学校に配布するとともに、後日、市のホームページでも公表いたします。また各学校におきましても、家庭と連携して学力向上に取り組むために保護者へ公表してまいります。

以上でございます。

委員長 　ただいまの報告について何かございませんか。

(なしの声)

委員長 　無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。



## (2) 市立高等学校における進路の状況について

委員長 　それでは、報告事項(2)について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 　報告事項関係資料②をご覧ください。まず、鹿児島玉龍高等学校でございますが、3月24日までに後期日程の合格発表が終了し、国公立大学の合格者数が、現役・過年度卒合わせて131人となっております。昨年度より27人多く、また、39年ぶりの東京大学合格をはじめ、お茶の水女子大学や京都大学等、難関といわれる大学への合格者数が大幅に増えるとともに、医学部医学科、歯学科、薬学部へも合格しており、大学や学部が多様化してきております。今回の鹿児島玉龍中学校一期生の結果も踏まえまして、今後とも進路指導部を中心とした指導体制の充実を図るとともに、中高一貫教育の特色を生かした取組が充実するよう指導してまいりたいと考えております。次に、鹿児島商業高等学校、鹿児島女子高等学校の進学率は、55.9パーセント、71.3パーセントと、就職率を上回っております。両校の就職状況につきましては、本年度もハローワークを通じた就職内定率は100パーセントでございまして、これは8年連続となります。東日本大震災の影響や景気低迷等、厳しい就職戦線でしたが、生徒、職員、就職支援員等が連携を図って早めの対策を講じたことで、内定率100パーセントという結果に繋がったと考えております。以上でございます。

委員長 　ただいまの報告についてご質問等ございませんでしょうか。

教育長 　中高一貫の第一期生の結果ですが、これを良しとするかどうかですね。東大1人、京大1人。九州大学は分母が22なんです。22分の5で、1人は浪人生です。自分の好きな学部をかなり自由に受けさせているんです。京大も薬学部を受けた生徒は2人とも落ちているんです。それが悪いというわけではないんですけれどね。東大も3人受けて1人しか通っていないんです。

委員 　来年受かるかもしれないですね。

教育長 東大に落ちた2人も来年は受かるかもしれないですね。難関大学に39人合格したというと、すごく良い結果ですよ。玉龍OBはこの結果を待っていたでしょうね。

委員 例えば東京大学や京都大学に合格した生徒の中学入学時の成績に興味があるのですが、分かりますか。

学校教育課長 東大や京大に合格した生徒は、中学入学時から成績は上位でございました。

委員 京大も3分の1ですか。阪大は。

学校教育課長 4分の3です。

教育長 鹿大は医学部医学科がいます。今までいなかったですよ。

教育長 鹿商も女子高も今は進学なんですね。鹿商で56パーセント、女子高で71パーセントですよ。専門高校とは言えなくなっています。

委員 女子の方が進学率が高いですね。

委員 専修学校等への進学が多いので、就職志向が強いのは確かですね。

教育長 現役での就職先がなくて専修学校に行くんです。それと、女子高の就職で公務員は1人です。男子は消防などで県内・県外合わせて14人公務員がいるのですが。女子は県内0です。内定率はどちらも100パーセントです。如何せん、鹿商は今年も定員割れですね。二次募集をしましたがそれでも12人足りません。川辺や鹿屋高校は40何人足りないんです。

委員 鹿屋高校は名門ですよ。川内高校はどうですか。

学校教育課長 川内はぎりぎり足りています。

委員 私立における専願率がどんどん高くなってきていますね。要は、公立の試験の前に決定して入学金を納入してもらおうんです。公立は受けないということです。これが8割くらい。私学は底上げを、ということで一生懸命取り組んでいます。

委員長 この辺でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは、この件につきましては報告を受けたこととします。



### (3) 平成23年度鹿児島市社会教育委員の会議について

委員長 それでは、報告事項(3)について、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 報告事項関係資料③をご覧ください。平成23年度鹿児島市社会教育委員の会議について、鹿児島市社会教育委員条例施行規則第4条の規定により鹿児島市社会教育委員の会議 永山恵子議長より報告をいただきました。1ページをご覧ください。平成23年度の社会教育委員の会議を4回実施し、テーマを「学校・家庭・地域の連携によるこれからの社会教育の推進」～家庭や地域の教育力を高め、地域で取り組むまちづくり・人づくりを目指して～として協議

してまいりました。協議のまとめでございますが、2ページから4ページをご覧ください。第1回 学校・家庭・地域を支えるまちづくり体制の確立～校区公民館活動の充実と地域コミュニティの活性化～、第2回 地域で支える家庭教育の充実～家庭の教育力の向上を図る地域の取り組み～、第3回 青少年を育む環境づくりの推進～青少年を育む学校・家庭・地域社会や関係機関等の連携のあり方～の3つの視点でご意見をいただき、第4回 これまでの協議のまとめで、全員でまとめをしたところです。なお、今年度いただきました協議のまとめは、学校支援ボランティアのコーディネーター研修会をはじめ、各種研修会で資料として活用するとともに、今後の本市における社会教育行政施策の推進や生涯学習の充実に役立て、本市の社会教育活動がさらに進展するよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ただいまの報告についてご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声)

委員長 それでは、この件につきましては報告を受けたこととします。



#### (4) 市議会関係の審査結果等について 及び

#### (5) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(4)及び(5)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの57ページをご覧ください。まず、市議会関係の審査結果等についてご説明いたします。平成24年第1回市議会定例会が、3月19日に最終本会議が開かれまして、予算を含む教育委員会関係の議案7件いずれも原案どおり可決されました。採決に先立ちまして、所管の常任委員会が3月12日、13日の2日間開催されました。主な質疑内容としましては、美術品購入の基本方針や、購入後の活用、購入基金の運用などに関する事、学校図書室に勤務する司書補の勤務時間等に関する事、夏休みの学校プール開放に必要な監視員の確保に関する事、その他、教育施策全般につきまして様々な質疑がなされたところでございます。また、表の下の1件の陳情につきましては、不採択とする決定がなされております。これは、小学校で音楽の教科書の君が代のページに、今月の歌が張られていたものを問題視した陳情でございました。続きまして、教育委員会関係の主な行事についてでございます。市立の小中学校並びに幼稚園の入学式等が、記載のと通りの日程で行われます。小学校の入学者数は、今年1月時点での取りまとめで5,205人で、昨年と同じぐらいの入学者数であるということでございます。次に、第22回椋鳩十児童文学賞が、3月22日に東京で審査会が開催され、内定したところでございますが、記者発表を4月9日に行うこととなっております。委員の皆様には、事前に情報を入れさせていただこうと考えております。また、4月18日から6月4日まで

市立図書館におきまして椋鳩十児童文学賞作品展が開催されます。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、この件につきましては報告を受けたこととします。

## 8 その他

委員長 最後に事務局の方からどうぞ。

事務局 次回の教育委員会についてお知らせします。次回は、4月20日金曜日16時40分からでございます。新年度第1回目の会ですので、ご出席をよろしくお願ひします。

## 9 閉会

委員長 最後に、この場をお借りしまして、皆様方に一言ご挨拶申し上げます。

平成23年度最後の定例会だったわけですがけれども、東日本大震災の影響が大なり小なりあったと思っています。それに関しましても委員の先生方、事務局の方々をはじめとする頑張りでうまくいったのではないかと思います。今年度も大きな行事などいろいろありましたが、大過なく1年過ごせたことを心から感謝申し上げたいと思います。それから、転出される4人の先生方におかれましては、是非、現場の児童生徒のために一生懸命頑張っていたいただきたいと思います。簡単ではございますが、年度納めの私の挨拶といたします。ありがとうございました。

【以上】